

御杖村新型コロナウイルス感染症定期予防接種費助成事業実施要
綱の一部を改正する告示

御杖村新型コロナウイルス感染症定期予防接種費助成事業実施要綱(令和 6
年御杖村告示第 96 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「定めるもの。」を「定めるもの」に改める。

第 4 条中「3,000 円」を「4,500 円」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、奈良県外の医療機関で接種する場合は、宇陀地区内の医療機関に
おける予防接種に要する費用相当額から 4,500 円を差し引いた額を上限と
する。

第 5 条第 2 項中「3,000 円」を「4,500 円」に改め、同条第 3 項中「3,000
円」を「4,500 円」に改める。

様式第 1 号の様式を次のように改める。

新型コロナウイルス感染症定期予防接種相互乗り入れ承認書
[別紙参照]

附 則

第 1 条 この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。